

消 防 危 第 60 号
令和 2 年 3 月 11 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

容器入りのままで販売されるガソリン等の適切な使用の確保等について

ガソリン等の適切な使用を確保し、火災予防を徹底するため、容器入りのままで販売されるガソリン等について、下記のとおり、関係事業者を把握し、販売時における顧客の本人確認等への協力要請等を実施されるようご配慮をお願いいたします。また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、これに関連して、別添 1 のとおり警察庁生活安全局保安課理事官から各都道府県警察本部生活安全部長等あて通知が発出され、不審者発見時の通報への対応について、消防機関等と連携した対策を講じるよう周知されていることから、都道府県警察部局との連携を図るようお願いします。

また、このことについては、別添 2 のとおり、関係事業者団体に対しても通知しています。

本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 本通知において対象となる容器入りガソリン等について

日本産業規格（JIS） K 2201（工業ガソリン）若しくは JIS K 2202（自動車ガソリン）に相当し、又はこれを主成分とする第四類第一石油類の危険物であって、容器入りのまま販売されるもの（容器の最大容積が 500 ミリリットル以下のものを除く。）。

2 容器入りガソリン等を販売する事業者の把握について

管内において、店舗又は通信販売（インターネット等を利用し、不特定多数の者に商品の内容、販売価格等を提示して行う販売を含む。以下同じ。）で容器入りガソリン等を販売する事業者について、立入検査等の機会を捉えて把握に努めること。

3 販売時における顧客の本人確認等について

上記2により把握した事業者に対し、次の事項について協力を要請すること。これに当たり、別紙のリーフレットを適宜活用されたいこと。

- (1) 容器入りガソリン等を合計 10 リットル以上を目安として購入しようとする顧客に対し、本人確認及び使用目的の確認を行うとともに、これらの記録の保存を行うこと。

この場合において、本人確認等の要領については、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」（令和元年 12 月 20 日付け消防危第 197 号）の例により運用すること。

- (2) 顧客への本人確認等を行う際、氏名、住所、使用目的等を明らかに拒否する等、顧客の言動等に不審な点がある場合は、警察署へ通報すること。
- (3) 対象事業者が通信販売を行っている場合についても、(1) 及び (2) のとおり顧客の本人確認等を行うこと。

(連絡先)
消防庁危険物保安室
担当：竹本、勝本、羽田野、五味
TEL：03-5253-7524
FAX：03-5253-7534

原 議 保 存 期 間 1 年 未 満
(令 和 2 年 12 月 31 日 ま で)

各管区警察局広域調整部広域調整担当課長
警視庁生活安全部生活環境課長 殿
各道府県警察本部生活安全部長
(参考送付)
警察大学校生活安全教養部長

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 1 1 日
警察庁生活安全局保安課理事官

容器入りガソリン等の不審な購入に係る消防機関等との連携について（通知）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第39条の3の2の規定により、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び当該販売に関する記録の作成をしなければならないところ、この度、総務省消防庁危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・指定都市消防長及び関係事業者団体の代表者宛てに別添の通知がなされ、容器入りのままで販売されるガソリン等についても、関係事業者を把握し、販売時における顧客の本人確認等への協力要請等の実施及びその周知依頼がなされているものである。

については、不審者発見時の通報への対応等について、消防機関等と連携した対策を講じ、適切に対応されたい。

消 防 危 第 6 0 号
令和 2 年 3 月 11 日

関係事業者団体（別記） 殿

消防庁危険物保安室長
（公印省略）

容器入りのままで販売されるガソリン等の適切な使用の確保等について

ガソリン等の適切な使用を確保し、火災予防を徹底するため、別添のとおり、容器入りのままで販売されるガソリン等について、都道府県等に対し、関係事業者の把握、販売時における顧客の本人確認等への協力要請等の実施について通知したところです。

貴団体におかれましては、上記について加盟各社に周知いただきますようご協力をお願いします。

なお、これに関連して、上記の都道府県等あて通知に添付のとおり警察庁生活安全局保安課理事官から各都道府県警察本部生活安全部長等あて通知が発出され、不審者発見時の通報への対応について、消防機関等と連携した対策を講じるよう周知されていることを申し添えます。

（連絡先）
消防庁危険物保安室
担当：竹本、勝本、羽田野、五味
TEL：03-5253-7524
FAX：03-5253-7534

別記

公益社団法人日本通信販売協会会長

日本チェーンストア協会会長

日本塗料商業組合理事長

一般社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会会長

容器入りガソリン等を販売する事業者の皆様へ

ガソリン等の適切な使用を確保し、火災予防を徹底するため、

容器入りガソリン等※¹を合計10リットル以上を目安として購入しようとする顧客※²に対し、

- ① 顧客の本人確認**
- ② 使用目的の確認**
- ③ 販売記録の作成** **を行うようお願いします。**

※1 上記の容器入りガソリン等は、以下が該当します。

- ・日本産業規格(JIS) K 2201(工業ガソリン)若しくは JIS K 2202(自動車ガソリン)に相当し、又はこれを主成分とする第四類第一石油類の危険物。一般的にホワイトガソリンや混合燃料油等が該当します。
- ・容器入りのままで販売されるもの(容器の最大容積が500ml以下のものを除く。)

※2 インターネット等を利用する通信販売において購入する場合も該当します。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。
(緊急時は110番)



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



消防庁

警察庁

消防庁の取組みに関する詳しい情報は

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

